全2ページ 登録速報(2020-179) 2020年6月24日 クミアイ化学工業株式会社 企画普及部普及課

登 録 速 報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

提出日: 2020年6月2日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号: 第 18913 号

名 称: パデホープ1キロ粒剤

- 変更した年月日
 2020年6月2日
- 3. 変更した事項及び変更の内容

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に以下を追加し、以降を繰り下げ、別紙のとおりと する。

【追加】

- (8) 本剤を無人航空機による湛水散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - ①湛水散布は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布すること。
 - ③事前に薬剤の物理性に合わせて粒剤散布装置の開度を調整すること。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から適切な距離を離して圃場内に散布すること。
 - ⑤水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑥散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に責任者を決めて保管すること。
 - 3)機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

【変更後】

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使い切ること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から発生始期に有効なので、時期を失しないように散布すること。 なお、雑草、特に多年生雑草は生育段階によって効果にふれがでるので、必ず適期に散布 するように注意すること。ホタルイ、ミズガヤツリ、ヘラオモダカに対しては発生前から 発生始期までが本剤の散布適期である。
- (3) コナギ多発田での使用は効果が劣ることがあるのでさけること。
- (4) 苗の植付けが均一となるように代かきをていねいに行なうこと。未熟有機物を施用した場合は、特に代かきをていねいに行なうこと。
- (5) 散布に当っては水の出入りを止めて、湛水のまま均一に散布し、少なくとも3~4日間は 通常の湛水状態(水深3~5cm程度)を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (6) 下記のような条件下では、初期生育の抑制が生じるおそれがあるので、使用をさけること。特に下記①~③の条件と散布時または散布後数日以内の梅雨明け等による異常高温が重なると初期生育の抑制が顕著になるので注意すること。
 - ①砂質土壌の水田及び漏水の大きな水田(減水深が2cm/日以上)
 - ②軟弱な苗を移植した水田
 - ③極端な浅植えの水田
- (7) 活着遅延を生じるような異常低温が予測される時は、初期生育の抑制等が生じるおそれがあるので、このような条件下での使用に際しては、県の防除指針に基づき関係機関の 指導を受けることが望ましい。
- (8) 本剤を無人航空機による湛水散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - ①湛水散布は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布すること。
 - ③事前に薬剤の物理性に合わせて粒剤散布装置の開度を調整すること。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当 該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端か ら適切な距離を離して圃場内に散布すること。
 - ⑤水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑥散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に責任者を決めて保管すること。
 - 3)機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - (9) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

4. 変更の理由

無人航空機による湛水散布に関して、使用者に適切な使用を促すため。